第59号議案

令和２年度新潟県教科用図書選定審議会への諮問について

このことについて、別紙のとおり諮問したいので議決を求める。

令和２年３月１１日
新潟県教育委員会教育長
稲　荷　善　之

諮　　問

令和２年　月　日

新潟県教科用図書選定審議会長　様

新潟県教育委員会教育長
稲　荷　善　之

新潟県義務教育諸学校において使用する教科用図書採択の適正な実施を図るため、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）第11条第１項及び第13条第２項の規定により、下記の事項について諮問します。

記

１　市町村教育委員会等が行う採択の基準について

２　市町村教育委員会が採択する場合の方法に関して、県教育委員会が行うべき指導、助言又は援助について

３　市町村教育委員会等が採択する際に参考となる教科用図書に関する資料の作成と提供について

４　県立義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択について

（参考）

「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」

（抜　　粋）

（都道府県の教育委員会の任務）

第１０条　都道府県の教育委員会は、当該都道府県内の義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択の適正な実施を図るため、義務教育諸学校において使用する教科用図書の研究に関し、計画し、及び実施するとともに、市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会及び義務教育諸学校（公立の義務教育諸学校を除く。）の校長の行う採択に関する事務について、適切な指導、助言又は援助を行わなければならない。

（教科用図書選定審議会）

第１１条　都道府県の教育委員会は、前条の規定により指導、助言又は援助を行なおうとするときは、あらかじめ教科用図書選定審議会（以下「選定審議会」という。）の意見をきかなければならない。

２　選定審議会は、毎年度、政令で定める期間、都道府県に置く。

３　選定審議会は、条例で定める人数の委員で組織する。

（教科用図書の採択）

第１３条　（略）

２　都道府県立の義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択は、あらかじめ選定審議会の意見をきいて、種目ごとに一種の教科用図書について行なうものとする。

「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令」

（抜　　粋）

（選定審議会の所掌事務）

第８条　選定審議会は、都道府県の教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議し、及び必要と認めるときは、これらの事項について都道府県の教育委員会に建議する。

１　市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会及び義務教育諸学校（公立の義務教育諸学校を除く。）の校長の行う教科用図書の採択に関する事務について都道府県の教育委員会の行う採択基準の作成、選定に必要な資料の作成その他指導、助言又は援助に関する重要事項

２　都道府県の設置する義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択に関する事項